

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	健康増進法による健康診査に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

伊万里市は、健康増進法による健康診査に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

佐賀県伊万里市長

公表日

令和5年9月12日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康増進法による健康診査に関する事務
②事務の概要	健康増進法による健康診査は、疾病を早期に発見し、早期治療につなげること及び健康診査結果を踏まえた栄養指導その他の保健指導を行うことにより、疾病の予防及び進行の防止並びに生涯にわたる健康の増進に向けた自主的な努力を促進する観点から実施するものである。伊万里市は、健康診査の適正かつ効率的な執行のため、健康増進法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①健康診査の実施対象者の把握 ②健康診査の実施に関する事務 ③健康診査の実施結果の管理 ④健康診査の事後指導・相談 ⑤健康診査の実費徴収に関する事務
③システムの名称	1.健康管理システム(健康かるて) 2.Acrocity行政基本 3.MICJET番号連携サーバー 4.中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)健康管理情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・第9条(利用範囲)、別表第一(76項) 2. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 ・第54条 3. 伊万里市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 ・第4条、別表第一(4項)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二項番102の2
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 健康づくり課
②所属長の役職名	健康づくり課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総合政策部 情報政策課 情報公開・統計係 [住所] 〒848-8501 佐賀県伊万里市立花町1355番地1 [電話番号] 0955-23-5491
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康福祉部 健康づくり課 健康推進係 [住所] 〒848-8501 佐賀県伊万里市立花町1355番地1 [電話番号] 0955-22-3916

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年7月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年7月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [○] 接続しない(入手) [○] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年8月25日	I 1. ③システムの名称	1. Picasso健康管理	1.Picasso健康管理 2.Acrocity行政基本 3.MICJET番号連携サーバー 4.中間サーバー	事後	
平成28年8月25日	I 3. 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・第9条(利用範囲)、別表第一(76項) 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 ・第54条	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・第9条(利用範囲)、別表第一(76項) 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 ・第54条 3. 伊万里市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 ・第4条、別表第一(4項)	事後	
平成29年9月1日	I 5. 評価実施機関における担当部署	所属長:桑本 成司	所属長:樋口 奈美江	事後	
令和1年6月28日	I 1. ③システムの名称	1.Picasso健康管理 2.Acrocity行政基本 3.MICJET番号連携サーバー 4.中間サーバー	1.健康管理システム(健康かるて) 2.Acrocity行政基本 3.MICJET番号連携サーバー 4.中間サーバー	事後	
令和1年6月28日	I 5. ②所属長の役職名	樋口 奈美江	健康づくり課長	事後	
令和1年6月28日	IVリスク対策		※新様式への変更のため、追加	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年7月10日	I 5. ①部署	市民部 健康づくり課	健康福祉部 健康づくり課	事後	
令和2年7月10日	I 7. 請求先	総務部 情報広報課 市民サービス係 [住所] 〒848-8501 佐賀県伊万里市立花町 1355番地1 [電話番号] 0955-23-2133	総合政策部 情報政策課 情報公開・統計係 [住所] 〒848-8501 佐賀県伊万里市立花町 1355番地1 [電話番号] 0955-23-5491	事後	
令和2年7月10日	I 8. 連絡先	市民部 健康づくり課 健康推進係 [住所] 〒848-8501 佐賀県伊万里市立花町 1355番地1 [電話番号] 0955-22-3916	健康福祉部 健康づくり課 健康推進係 [住所] 〒848-8501 佐賀県伊万里市立花町 1355番地1 [電話番号] 0955-22-3916	事後	
令和2年7月10日	II 1. いつ時点の計数か	平成27年7月1日 時点	令和2年6月1日 時点	事後	
令和2年7月10日	II 2. いつ時点の計数か	平成27年7月1日 時点	令和2年6月1日 時点	事後	
令和3年7月10日	II 1. いつ時点の計数か	令和2年6月1日 時点	令和3年6月1日 時点	事後	
令和3年7月10日	II 2. いつ時点の計数か	令和2年6月1日 時点	令和3年6月1日 時点	事後	
令和4年3月11日	I 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		番号法第19条第8号 別表第二項番102の2	事後	
令和5年7月28日	II 1. いつ時点の計数か	令和3年6月1日 時点	令和5年7月1日 時点	事後	
令和5年7月28日	II 2. いつ時点の計数か	令和3年6月1日 時点	令和5年7月1日 時点	事後	